

●香川県広域水道企業団告示第10号

平成30年香川県広域水道企業団告示第22号（香川県広域水道企業団情報公開条例に基づき企業長が定める公開の方法及び手数料の額）の一部を次のように改正し、令和5年4月11日から施行する。

令和5年4月11日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
方 法	金 額	方 法	金 額
光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに <u>限る。</u> ）に複写したものの交付	1枚につき <u>100円</u>	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。）に複写したものの交付	1枚につき <u>300円</u>